

今やIT企業の企業価値の大部分は無形資産だという分析が広く行われている。その上で、わが国の無形資産投資額は米英等の先進諸外国と比較して少なく、これが生産性の停滞や経済の低迷につながっているという。たしかにGAFaを例にとると、製造業のような有形の生産設備は必要としない一方、大量のビッグデータを基にAIとアルゴリズムで無形資産を作り出し、世界を席卷するビジネスを展開し巨額の収益を上げている。一方わが国では、機械や工場などモノ（有形固定資産）優位の投資が続いている。

無形資産には、きちんと企業のバランスシートに計上される特許権や商標権などの知的財産権と、そうでないノウハウ、アイデア、顧客リスト、革新を生む組織づくり、人脈などがあり、後者についてはその全体像が把握されているわけではない。自分の会社内でコツコツ積み上げてきた無形資産については、コストが経費として計上される一方で、資産としては帳簿には出てこない。

英国の経済学者ジョナサン・ハスケルらの『無形資産が経済を支配する』（東洋経済新報社、2020年）では、無形資産を、ソフトウェアやデータベースといった「情報化資産」、研究開発やデザインなどの「革新的資産」、人材や組織などの「経済的競争力」の3つに分けている。

そして、無形資産の特性を以下の4つのSで説明している。有形資産に比べてスケラブル（scalable）だが、その費用は埋没（sank）することが多い。一方、スピルオーバー（spillover）効果を持ち、シナジー（synergy）効果も高いという。その上で、政策的に国が無形資産投資を促進することは大きな意義があるとする。

では、無形資産への投資を増やす政策手段としての税制はどのようなものが考えられるのか。

国際課税の世界では、無形資産への課税問題は移転価格税制として長年議論され、また実施されてきた。現在進んでいるのは、G20のコミットしたOECDにおけるポストBEPSプロジェクトで、無形資産からの利益に超過課税すべきという議論だ。経済理論では、純粋な超過利益に重課しても、経済行動には影響せず資源配分ロスが生じないとされており、課税根拠は十分だ。

しかし、無形資産は容易に国境を越えた移転が行われ、無理な課税は無形資産を海外低税率

国に移転させてしまう。そこでポストBEPSでは、米国におけるGILTIに類似した課税制度（第2の柱）を導入し、無形資産の海外移転を阻止・対抗することがあわせて検討されており、本年末の合意に向けて大詰めを迎えている。

しかし、移転の防止だけでは投資は増加しない。そこで無形資産投資を促す税制として、経済産業省では、データ移転やデザイン投資に対して、研究開発税制に類似した税制優遇措置

の導入が検討されているが、今年導入されたオープンイノベーション税制をどう考えるか。

この税制は、株式会社等又はそのCVCが、スタートアップ企業とのオープンイノベーションに向けて、そのスタートアップ企業の新規発行株式を一定額以上取得する場合、株式取得価額の25%が所得控除（5年以内にその株式の処分等をした場合は、控除分が益金算入）されるという税制だ。研究開発税制と異なり株式取得まで減税というのは、これまでの租税特別措置の考え方をはみ出しているが、そこまでわが国が追い詰められているともいえる。

いずれにしても、無形資産投資を促進し経済の活性化につなげていく一方で、無形資産からの超過利益には課税をする、大変難しい時代を迎えている。

連載

第
162
回

無形資産投資と税制

税制之理

ことわり

東京財団政策研究所研究主幹
森信茂樹